

古平町介護サービス事業経営戦略

団 体 名 : 古平町

事 業 名 : 介護サービス事業

策 定 日 : 令和 8 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 8 年度 ~ 令和 17 年度

1. 事業概要

(1) 事業形態等

①事業の現況

法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	非適	事業開始年月日	令和3年12月1日
事業の内容	介護医療院	指定管理者制度導入 状 況	-
職 員 数	22 人		
うち 常勤医師数	2 人	理学療法士又は作業療法士	0 人
看護職員数	7 人	事務職員	2 人
介護職員数	9 人	その他職員	1 人
介護支援専門員数	1 人		

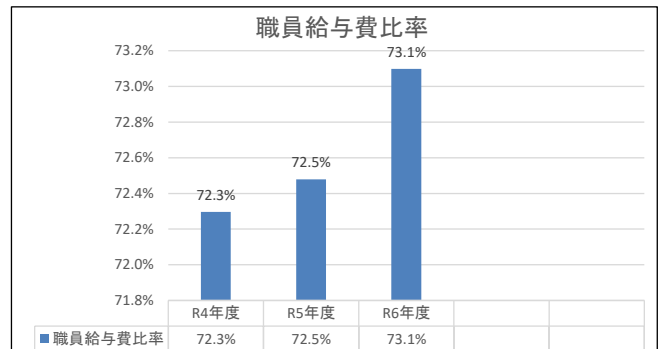
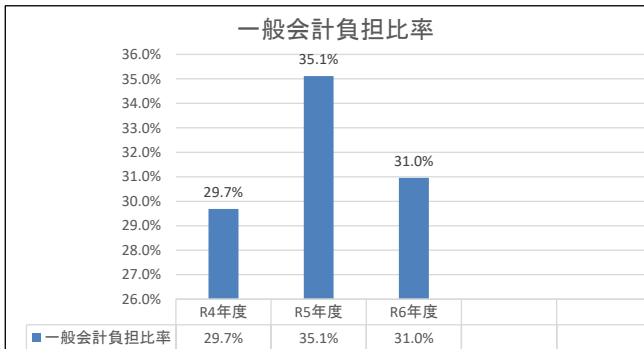
②施設

施 設 数	1	定 員	18 人
延 床 面 積	1,333 m ²	居 室 床 面 積	168 m ²
サ ー ビ ス 日 数	365 日	年 延 利 用 者 数	6,075 人

(2) 現在の経営状況

令和3年12月事業所指定(併設型小規模介護医療院Ⅱ型)を受け、令和4年1月から入所者の受入れを開始した。事業開始以降歳出が歳入を上回っており一般会計から繰入を行っている。
 収益面においては、令和4年度、5年度はコロナ禍の影響があり、利用率が85%であったが、令和6年度は92.5%となり収益が向上した。令和7年度は2月末時点で97%を越えており、最高収益と予測される。
 一方、費用面については、職員数の増や職員給与のベースアップ等により職員給与が増加していること、物価高騰や入所率の向上により各種費用が年々増加している。安定的に運営していくためには、職員数の確保が必要であることから、職員給与は毎年少しずつ増加するものと考えている。物価の高騰の傾向が今後も続くことが予測されることから、各種費用についても毎年増加するものと考えている。
 一般会計からの繰入金は次のとおり…令和4年度29,361千円、令和5年度38,177千円、令和6年度37,150千円
 職員給与比率が70%を超えており、更に年々徐々に比率が高くなっている。
 定員が18名と小規模施設であるため、高い入所率を維持を図ることや経費の節減に努める必要がある。

	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)
歳入			
①	104,527,847	108,716,824	120,002,254
介護サービス収入	②	73,497,413	82,389,371
介護給付費収入		57,587,073	65,990,089
自己負担金収入		15,910,340	16,399,282
③	31,030,434	38,647,183	37,612,883
介護サービス外収入		29,361,134	37,150,803
一般会計繰入金		355,300	462,080
雑入		1,314,000	
道支出金			
繰越金			0
歳出	104,527,847	108,716,824	120,002,254
施設サービス事業費	104,527,847	108,716,824	120,002,254
介護医療院事業費	④	104,527,847	120,002,254
職員給与費	⑤	75,570,530	87,720,004
報酬		35,924,755	41,355,783
給料		18,009,897	18,150,906
職員手当等		13,442,140	17,827,202
共済費		8,193,738	10,386,113
旅費		567,266	577,899
需用費		10,049,511	12,458,648
役務費		732,262	1,337,208
委託料		14,698,755	15,857,412
使用料及び賃借料		1,571,623	1,414,563
備品購入費		1,193,500	483,520
負担金補助及び交付金		144,400	153,000
収益的収支(①/②×100)		142%	146%
職員給与比率(⑤/④×100)		72.3%	73.1%
一般会計負担比率(③/①×100)		29.7%	31.0%



(3) これまでの主な経営健全化の取組

開設当初は定員18名に対し、ショートステイ用として2床空けていた。また、コロナ禍により入所が予定どおり進まず、16床とならない期間が何度かあった。コロナ禍終息後、収入確保のためショートステイの受入れを休止し、18床全て入所として、高い入所率の維持に努めている。
 開設以降の入所率は次のとおり…令和4年度 83.8%、令和5年度 84.5%、令和6年度92.5%、令和7年度2月末時点 97.3%
 高い入所率の維持と経費節減に努めている。

2. 将来の事業環境等

(1) 介護保険サービス事業における主な取組

当介護医療院は、町内唯一の介護保険施設として重要な役割を担っている。住み慣れた町で療養生活を送っていききたいという高齢者のニーズに対応できるよう、日常的な医療の提供や生活施設としての機能、看取りやターミナルケアの提供に努めている。

(2) 高齢者人口等の予測

デイサービス事業に記載のとおり。

(3) 介護需要の予測

開設以降、入所待機者が年々増加傾向となっております。また、当介護医療院は町内唯一の介護保険施設であるため、その傾向は変わらないものと予測されます。さらに、町内のみならず近隣町村の医療ニーズのある高齢者の受け皿となることも予測されることから、当介護医療院の利用ニーズは当面続くことが予測されます。

(4) 施設の見通し

介護医療院事業が行われている建物については、平成15年1月竣工で、築20年を経過している。今後、大規模修繕や設備更新が必要となるため、本町全体の公共施設管理計画である「古平町公共施設等総合管理計画」及び「長寿命化計画等の公共施設に関する個別施設計画」に沿って、計画的に必要な改修及び更新に取り組むこととします。

(5) 組織の見通し

開設当初から人材確保が困難な状況が続いています。特に看護師不足は慢性的となっております。安定的に運営していくためには適正配置が必要であることから、人材紹介会社等も活用しながら人材確保に努めていくこととします。

3. 経営の基本方針

高齢社会を支える町内唯一の介護保険施設として、当施設が果たすべき役割は大きいものであります。多くの高齢者ができる限り古平町で暮らしたいとのニーズをかなえられるよう事業運営に努めていくこととします。
医療ニーズのある要介護高齢者の生活を医療と介護で支える施設として、さらなる努力を続けサービスの質の向上に努めていくこととします。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 経営指標に係る数値目標

高い入所率の維持と加算取得に向けた取組を行うことにより介護報酬の増額を図り、一般会計繰入金の圧縮に努めることとします。
【目標稼働率】
入所・短期入所 延べ利用者数 6,170人 一日当たり17人(定員18人) 入所率 94%(営業日数365日)

② 収支計画のうち投資についての説明

設備保守点検により、異常の早期発見をし小規模修繕を行い設備の長寿命化を図ります。大規模修繕や設備更新については、「古平町公共施設等総合管理計画」や「長寿命化計画等の公共施設に関する個別施設計画」に沿って行うこととします。

③ 収支計画のうち財源についての説明

財源等収支計画の策定に当たっては、令和6年度実績及び令和7年度決算見込、令和8年度予算の3年間の平均を元に作成しています。介護サービス収入については、利用見込者数により算出しています。人件費の占める割合が高い支出の不足する額については、一般会計繰入金を充てています。
収益の確保については、利用率の向上を図ることが第一であるため、利用者増を目指して、サービスの質向上や施設の運用方法の見直しを図ります。また、新たな加算の取得に向けた取組などの研究・検討を行い、介護報酬の増収を図ります。

④ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

財源についての説明と同様に、令和6年度実績及び令和7年度決算見込、令和8年度予算の3年間の平均を元に費用を見込んでいます。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 投資についての検討状況等

地域包括ケアシステムの構築に関する事項	医療と介護を必要とする要介護高齢者が、できる限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、終の棲家となる介護医療院として、効果的な役割を果たしていくととします。
施設等の統合・縮小・廃止に関する事項	施設の利用状況や周辺環境等により、総合的に検討を行っていくこととします。
民間の活力の活用に関する事項 (PPP・PFI など)	必要に応じ指定管理者制度等民間の活力の活用を検討することとします。
その他	—

② 財源についての検討状況等

介護報酬の新たな加算の取得等に関する事項	新たな加算の取得へ取組など、増収手段の研究・検討を行っています。
利用状況に関する事項	利用者数の増を目指し、サービスの質向上や施設運用手法の研究・検討を行っています。
資金管理・調達・繰入金に関する事項	利用率向上による収益の確保とともに、需用費や委託料の節減に努めることにより、一般会計繰入金をできる限り減少するように努めています。
資産の有効活用に関する事項	—
その他	—

③ 投資以外の経費についての検討状況等

民間の活力の活用に関する事項 (指定管理者制度、PPP・PFI など)	必要に応じ指定管理者制度等民間の活力の活用を検討することとします。
職員給与費の適正化に関する事項	介護保険法の規定に基づく人員基準等により職員を配置しており、人員や職員給料等の削減は困難であると考えます。人員の確保は事業の健全運営を行うに当たって最重要であることから、これからも、人員の適正配置に努めることとします。
組織体制の効率化に関する事項	人員配置については、サービスの質の維持・向上や新たな加算算定を考慮し、計画的に行うこととします。
その他	—

④ 公営企業として実施する必要性など

事業の意義、提供するサービス自体の必要性	本町の人口規模や職員不足が続いている状況から中規模施設とすることは困難である。また、収入に限られる小規模施設では民間の活用が困難であると考えられます。当施設は町内唯一の介護保険施設であり高齢者の生活を支えるとして、当施設の果たす役割は大きいと考えます。
公営企業として実施する必要性	収入に限られる小規模施設では事業の採算の確保が困難であることから、民間の参入や移譲は難しいため、公営企業として実施する必要性が高いと思われます。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	投資・財政計画については、介護報酬や事業の実施方法の改定時等、必要に応じて見直しすることとします。
---------------------	---